

飯塚市観光地域づくり法人設立準備会運営委託仕様書

1 業務名

飯塚市観光地域づくり法人設立準備会運営委託

2 履行場所

飯塚市 地内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務の目的

国は、観光について国内及びインバウンド需要による交流人口や観光消費額を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるものと位置づけ、このような観光地域づくりのためには、司令塔としての役割を果たす観光地域づくり法人(以下「DMO」という。)が重要であるとし、本市においても令和6年3月に改訂した第2次観光振興基本計画の中でDMO設立を目標に掲げているところである。

本業務は、観光庁が定める地域DMOへの登録を見据え、設立に向け地域の多様な関係者により設置する準備会の総合的な運営や各種観光調査、地域経済活性化のための観光地経営戦略、形成計画書等のDMO設立に向けた業務全般について委託することを目的とする。

5 業務の内容

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に沿って観光庁へのDMO登録を見据え、準備会を総合的に運営し、登録要件を満たすための各種調査の実施・分析、経営戦略や形成・確立計画書等の策定を行う。

(1) マーケティング調査

① 基礎調査

② 観光満足度調査

③ 住民満足度調査

④ 観光ニーズ調査

- ・調査対象: 飯塚市外在住者

- ・調査方法: インターネット

- ・サンプル数: 1,000 以上(有効回答サンプル数)

サンプルは、年代別(20代・30代・40代・50代・60代以上)、性別(男性・女性・その他)で収集するものとし、年代別、性別の構成に偏りがないようにすること。年代別等で必要なサンプル数が集まらない場合は、市と協議のうえサンプル数を調整するものとする。

- ・設問数: スクリーニング調査 3 問程度、本調査 10 問程度

- ・設問項目: 本市と協議の上決定

⑤総合分析

各調査を組み合わせ、クロス分析等により総合分析を行うこと。

⑥その他

DMO登録要件となる各種データ等の収集及び分析を行うこと。調査・分析にあたっては、必要最小限度と考えられるサンプル数を確保するとともに、課題解決や強みを伸ばすことを実現するために必要な仮説やエビデンスとなるようなデータ取得・分析に努めること。

(2) DMO 設立準備会会議の運営

①事務局運営

設立に向けたロードマップを作成し概ね6回程度の会議や個別聞取り作業等の実施、事前協議や資料作成、議事録作成等の業務を行うこと。なお、会議の開催回数や内容は必要に応じて市と協議すること。

②専門家による会議運営

DMO 設立支援等の実績ある専門家の招聘、会議への参加や講義、アドバイザリー業務等円滑な会議の運営を行うこと。

③その他

設立準備会の各委員への事前説明や支援を必要に応じ適宜行うこと。

(3) DMO 登録要件を踏まえた支援業務

①戦略策定業務

DMO 登録要件であるKGI、KPI等の数値目標の設定を行い、観光地経営戦略等の策定を行うこと。

②設立形成・確立計画書

DMO 設立の合意形成を図り、登録に向けた形成・確立計画書等の作成を行うこと。

③その他

DMO 登録要件を満たすために必要な資料を作成し、また観光振興の必要性や効果、実施する施策等を分かりやすく外部等へ説明できるような資料を作成すること。

6 打合せ及び会議録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録することとし、記録は速やかに作成し、相互で確認したうえで、会議録として提出すること。

7 実績報告及び成果品

- (1) 各事業終了後に実績報告書を作成し3部提出すること。また、経営戦略、形成・確立計画書等についても同様とする。
- (2) 実績報告書及び経営戦略、形成・確立計画書等の電子媒体一式

- (3) データベース等一式。（収集・調査・分析データを含む。）調査分析結果の検索や集計等が容易にできるように、一般的に普及したシステムソフトを利用し、調査分析結果は簡易データベース等を作成すること。

8 支払方法

業務完了後、受託者からの正当な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、本市と事業内容を協議し、緊密な連携のもとに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 本委託業務により制作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は、本市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。
- (5) 使用する各種データは、プライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報情報が外部に漏れることのないよう十分配慮すること。
- (6) 本仕様書に明記されていない細部の事項、又はこの契約について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、定めるものとする。